平成２９年（フ）第８１号
富山市豊田本町１丁目５番21―204号　ＮＢ豊田
債務者　矢野　明弘
1　決定年月日時　平成29年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月４日まで　富山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１１１号
兵庫県芦屋市高浜町８番２―444号
債務者　加納　勇太
1　決定年月日時　平成29年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月４日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第４１３号
兵庫県尼崎市大西町３丁目９番23号　メゾンハシモト403
債務者　増田　靖明
1　決定年月日時　平成29年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月４日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第４２３号
兵庫県西宮市今津出在家町10番19―1009号
債務者　青木正吉こと　徐　　正吉
1　決定年月日時　平成29年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月４日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第８７号
奈良県橿原市四条町256番地の１　四条団地７号棟302
債務者　千年屋二三男
1　決定年月日時　平成29年８月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月４日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第１１９号
奈良県香芝市畑４丁目502番地
債務者　萬慶　洋子
1　決定年月日時　平成29年８月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月４日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第１２０号
奈良県香芝市畑４丁目502番地
債務者　萬慶　貴史
1　決定年月日時　平成29年８月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月４日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第１２９号
奈良県磯城郡田原本町大字千代596番地の１　サン・ガーデン103号室
債務者　大川まり子
1　決定年月日時　平成29年８月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月４日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第１５１号
奈良県磯城郡田原本町大字阪手770番地の４　レオパレス南阪手106号室
債務者　吉村　善行
1　決定年月日時　平成29年８月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月４日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第１５２号
奈良県橿原市新口町264番地の３
債務者　北　吉佐子
1　決定年月日時　平成29年８月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月４日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第１５３号
奈良県葛城市長尾302番地　レオパレスいわき101号
債務者　郡司　耕二
1　決定年月日時　平成29年８月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月４日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第１５４号
奈良県大和高田市礒野新町２―１　ワシントンアヴェニュー319号室、住民票上の住所奈良県大和高田市大字大中114番地１
債務者　熨斗美也子（旧姓藤井）
1　決定年月日時　平成29年８月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月４日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第１６０号
奈良県葛城市葛木67番地
債務者　藤井本秀夫
1　決定年月日時　平成29年８月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月４日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第１１６号
兵庫県川西市南花屋敷３丁目９番７号　202、従前の住所兵庫県西宮市東山台１丁目８番地117―201
債務者　車谷　律子
1　決定年月日時　平成29年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月５日まで　神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第１７１号
兵庫県川西市久代３丁目29番25号　103
債務者　平島佳代子
1　決定年月日時　平成29年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月５日まで　神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第４０８号
兵庫県西宮市松風町２番５―306号、前住所兵庫県西宮市獅子ケ口町４番46号　ゆうゆう夙川102号
債務者　加木　　肇
1　決定年月日時　平成29年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月５日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係